

岩手県告示第594号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県立高等学校に在学していた者が滞納している授業料並びに県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を平成28年6月6日次の者に委託した。

平成28年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区西新橋一丁目24番16号 平和ビル4階	赤司・野口法律事務所 弁護士 野口 隆一